

平成19年4月13日

## 診断書取得に関する費用相当額の当社負担について

保険金・給付金等をご請求されてお支払いの対象とならなかったお客さまの負担を軽減します

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、個人保険・個人年金保険における保険金・給付金等のご請求の際、当社所定の診断書を提出いただいたにもかかわらず、お支払対象外となったお客さまにその取得費用相当金額（一律：5千円）をお支払いする取扱いを、平成19年6月を目処に開始します。なお、本取扱いは、平成19年4月2日以降にご請求されたものに遡って適用します。（注）

保険金・給付金等のご請求の際の必要書類として診断書を取得される場合、その費用負担はお客さまにお願いしております。しかし、ご請求いただきながら、支払要件に該当せず保険金・給付金等をお支払いできないケースもあり、この場合、お支払いできないばかりでなく、経済的負担までお客さまに強いる結果となっていました。

当社では、このような問題を解消するために、本取扱いを開始し、お支払対象外となったお客さまの診断書取得費用の負担を軽減します。また、今回の取扱いを通じ、お客さまへの保険金・給付金等の請求勧奨の強化を進めてまいります。

今後とも当社では、お客さまサービスのさらなる向上を目指してまいります。

なお、本件に関するお手続きやご照会につきましては、下記のお問い合わせ窓口までご連絡くださるようお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先】**

第一生命コールセンター

専用フリーダイヤル：0120-803-133

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日は除きます）

（注）診断書取得費用相当額のお支払いについては当社所定の要件を満たす必要があります。